

## 三里小学校LED照明器具等賃貸借 仕様書

### 1 業務名

三里小学校LED照明器具等賃貸借

### 2 業務目的

三里小学校の照明器具をLED照明器具に交換することにより、学校における消費電力の削減、照明器具の維持管理費の削減及び温室効果ガス排出量の削減を図る。

### 3 業務内容

- (1) LED照明器具等の調達（取替えに必要な部品を含む。）
- (2) LED照明器具等の取替工事
- (3) 既設照明器具等の不要な機器の撤去及び処分
- (4) LED照明器具等の維持管理（令和7年9月1日から令和17年8月31日に限る。）

### 4 履行場所

三重県いなべ市大安町平塚 1247 番地  
いなべ市立三里小学校 校舎及び屋内運動場

### 5 履行期間

- (1) 契約期間  
契約締結日から令和17年8月31日まで
- (2) 賃貸借物件の納入期限  
令和7年8月31日
- (3) 賃貸借期間  
令和7年9月1日から令和17年8月31日まで
- (4) 賃貸借契約期間後の設備の取扱い  
賃貸借物件については、賃貸借契約期間の終了後、原則としていなべ市に無償譲渡するものとする。

### 6 LED照明器具等の数量及び設置場所

別紙1「LED照明賃貸借一覧表」  
配灯図及び照明器具姿図

### 7 LED照明器具等の仕様

(1) 共通

ア 照明器具等は確実な省エネ効果を実現するため別紙1「LED照明貸借一覧表」に記載の光束、消費電力、固有エネルギー消費効率を全て満足する製品とすること。  
定格光束(lm)は規定値以上かつ消費電力(W)は規定値以下とする。

また、交換方式は記載の通りに行うこと。

イ 一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表するJIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に機種設定のないLED直管ランプ等及びその他LED照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること)(確認日:2025年1月27日時点のもの)

ウ 維持管理の観点より、一体型ベースライトの電源は光源部(ライトバー)に内蔵された製品とすること。

エ 一体型ベースライトは、利用者の点灯スイッチ誤操作による予期せぬ調光・誤動作等を防止するため、オンオフ機能のみの製品とすること。

オ ISO9001(品質)の認証取得工場で製造していること。

カ ISO14001(環境)の認証取得工場で製造していること。

キ LED照明器具、照明部材等は、未使用品であること。

ク 光源(LED)寿命は、40,000時間以上の照明器具とすること。

また、次の仕様を満たすこと。

- a 光束維持率 70%
- b 色温度 別紙1を参照
- c 平均演色評価数 Ra75以上

ケ LED照明器具等には、本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付すこと。

コ LED照明器具等は、事前に機器図面等を提出し、発注者の承諾を得ること。また、設置後に出荷証明書の写しを提出すること。

(2) 適用基準及び規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を準拠すること。

電気用品安全法(PSE)

日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

8 工事(設置)仕様

(1) 契約後、次の書類を速やかに作成し、発注者に提出し、施工方法等について協議すること。

ア 実施工程表

イ 施工体制台帳・施工体系図

- (2) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議するものとする。
- (3) 工事の着手、施工及び完成に当たり、官公署その他への必要な届出手続等を直ちに行うこと。
- (4) 施工中は、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- (5) 停電作業、足場、仮囲い等については、関係法令に基づき適切に施工管理すること。
- (6) 照明器具については、落下等の危険がないよう安全に設置すること。
- (7) 既存施設及び什器等に毀損がないよう適切に養生すること。
- (8) 工事期間中は、発注者及び施設管理者と常に連絡及び調整を行い、施設運営に支障のないよう配慮すること。
- (9) L E D照明器具等の設置前後に、発注者が指定する箇所で照度測定を実施すること。
- (10) 撤去した既存照明器具等については、受注者が関係法令を遵守し、適切に処理すること。また、P C B等有害物質を含む材料が使用されていることが確認された場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (11) 設置作業完了後、完成図、工事写真、保全に関する資料（機器の取扱説明書、保守体制表等）及びL E D照明器具等の賃貸借物品一覧を発注者が指定する日までに提出するものとする。
- (12) その他、L E D照明器具等の設置における機材、施工、試験については、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修に準拠すること。
- (13) 基本的な作業可能日時は以下の通りとする  
7月22日～8月31日 9時～17時  
土曜日、日曜日、祝日、お盆期間（8月8日～15日）は除く。  
ただし、発注者が許可した場合は例外とする。また、これ以外の箇所については都度協議とする。

## 9 賃貸借物品の保守等

- (1) 契約期間中におけるL E D照明器具等の不点灯、規定された光束維持率未満となることその他の不具合が発生した場合は、受注者の責任において交換又は修繕を行うこと。なお、その費用については、賃貸借期間開始日から10年間は無償とする。
- (2) 受注者は、L E D照明器具等の設置後から賃貸借期間終了までの間、保険（新

価特約付き動産総合保険等) に加入すること。

- (3) 受注者は、賃貸借期間中の維持管理に係る保守体制について書面で発注者に届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者に届け出ること。

## 10 賃貸借契約について

### (1) 賃貸借期間

令和7年9月1日から令和17年8月31日までとする。

### (2) 賃貸借料支払い条件

毎月末締めとし、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

### (3) 賃貸借契約に含まれる事項

- ア LED照明灯の灯具及び設置に必要な附属品一式
- イ LED照明器具等の取替工事に係る工事費
- ウ 既存照明灯等の処分費用
- エ 賃貸借金利及び保険費用(動産総合保険等)
- オ 維持管理費用(賃貸借期間開始日から10年間)

## 11 賃貸借契約後の設備の取扱いについて

賃貸借期間終了後の設備一式は、原則として発注者に無償譲渡するものとする。

## 12 特記事項

- (1) 契約の履行に当たって受注者(下請負人を含む。以下同じ。)が、いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成28年いなべ市告示第119号)第1条に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次に掲げる義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、不当介入による被害を受けているときは、速やかに被害届を警察に提出すること。

ウ 発注者へ書面により報告すること。

- (2) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

## 13 その他

- (1) 設置した箇所から順次、賃貸借期間の開始日前に、LED照明器具等の仮使用を認めること。

- (2) 現場確認を希望する場合は、いなべ市教育委員会事務局教育総務課（0594-86-7843）へ事前に連絡の上、日程調整をすること